

蔵理第8788号  
昭和29年6月1日

各省（庁）官房会計課長 殿

大蔵省理財局長

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用について

標記法律の運用状況について、最近全国的に実施監査を実施したところ、なおその趣旨の徹底を欠く向きもあるようにみうけられるので、一層これが周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、その運用に当つては、特に下記の点に留意されたい。

記

- 1 法第4条に規定する必要的内容事項を書面で明らかにすること。
- 2 契約にさいし前項の事項を明定しないときは法第10条の適用のあることを留意すること。
- 3 支払請求書の年月日等は相手方に記入させること。
- 4 支払請求書受理簿のような支払請求書受理と支払期の関係を明らかにする帳簿の整備を図ること。